

あなたの夢に

挑戦してみませんか？

公益財団法人小山台教育財団

第3回海外チャレンジ支援

応募者
募
來
た
れ

海外留学
奨学金制度

海外における留学、研修、専門的研究、インターンシップ、ボランティアなど様々な活動を通じて学び・研鑽の実を挙げるとともに異文化体験を深める機会を提供することで、我が国の将来を担う有為な人材の育成を支援します。

支援の対象

小山台・大崎・八潮高校を卒業した大学生

2019年8月1日から2020年3月 31日までに開始される
21日以上1年以内の海外留学・研修

応募書類受付期間

2019年2月15日（金）～2月28日（木）16時まで

応募方法・詳細

詳細は、募集要項をご覧ください。

当財団Webサイト→「国際交流事業」→「海外チャレンジ支援」
https://www.koyamada50.jp/koryu/koryu_6.html

※ご要望に応じて個別に制度趣旨説明、質問の受付を行います。チャレンジ支援担当までご連絡下さい。

海外チャレンジ支援制度 募集要項(抜粋)

※詳細については 当財団ウェブ(裏面参照)に掲載されている募集要項をご覧ください。

本制度は、品川区にある都立高等学校（小山台・大崎・八潮）の卒業生である大学生を対象として、異文化体験や実践的な諸活動を主眼とした海外留学・研修を通じて、日本では得ることができない経験を積み重ね、また独自の思考を深めることを支援するものです。

●支援する人材像

募集対象者であって、留学・研修を通じて次のような明確な意思を持ち、その志に従い自らの資質を伸ばそうとする人材。

- ・海外における人々との交流を通じて新たな経験を糧として飛躍したいという意欲。
- ・外国での環境において自立し、積極的に取り組んで海外の人たちとの交流を通じて異文化体験を深めるようとする意欲。
- ・自らの志を実現するための思考力・行動力を持ち、高い目標に対して挑戦し続けようとする意欲。

本制度にもとづく留学・研修成果を財団小山台から外部に対して発信する活動等を積極的に参加・推進する意欲を持つ人材。

●支援の対象となるプログラムと基準額

本制度が支援対象とする留学・研修プログラムは、知識の習得にとどまらず、インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア等多様な実践活動の形態を含む内容とします。

次の3通りの留学・研修態様から選択して応募してください。

コース	概要	基準額
長期留学	在籍学校の協定留学・認定留学ないし学術研究等の派遣・受入れプログラムで、3ヶ月以上1年未満の間外国に滞在する場合。	70万円
短期研修	在籍学校が主催する短期研修・留学プログラムで、21日以上3ヶ月未満の間、外国に滞在する場合。	20万円
多様性キャリア開発	「長期留学」「短期研修」にあてはまらない計画で、専門機関・国際機関等に所属し、21日以上1年未満の間、外国に滞在する場合。 芸術・日本文化・政治・行政・教育・メディア・国際協力・復興支援・ファッション・スポーツ・古典芸能等の分野において研鑽を深め、専門性を高める目的で渡航することを想定しています。	60万円

各コース1名ずつ、計3名（予定）。助成受給者の人数は、応募・審査の状況等により変動することがあります。

●助成受給者の要件

本制度の対象となる助成受給者は、次の(1)～(7)を全て満たすものとします。

- (1) 品川区にある都立高等学校（小山台・大崎・八潮）の卒業生である大学生
- (2) 日本国籍を有する大学生又は日本への永住が許可されている大学生
- (3) 留学先機関が留学・研修の受入れを認める大学生
- (4) 家計支持者が所定の家計基準を満たす大学生（※家計基準は、募集要項に記載されています。）
- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る大学生
- (6) 留学終了後、日本の在籍大学で学業を継続又は学位を取得する大学生
- (7) 本助成で申請する留学・研修への支援を目的とする別の奨学金の給付を受けていない大学生。但し、在籍大学の支給する奨学金および貸与型の奨学金を除きます。

※ 助成受給者は他の奨学金の受給を辞退する旨の誓約書を提出することを条件とします。

留学計画期間中であっても、卒業等により日本の在籍大学に在籍しなくなった場合は、財団小山台まで連絡をしてください。事情により助成受給者の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求める場合があります。

●応募時に提出する書類の種類

- ①第3回海外チャレンジ支援制度・留学計画書（様式1）
- ②留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書の写し
 - ・留学合格通知・留学先機関の受入れ許可証・留学先機関とのメール文書
 - ・在籍大学の成績証明書ないし成績通知書（発行後3か月以内）
 - ・TOEIC、TOEFL等の語学検定試験の成績証明書
 - ・その他
- ③留学の内容・日程・参加費等を記載した書類の写し
 - ・在籍大学や留学先機関のパンフレットなど留学の内容等を記載した書類
 - ・その他
- ④高等学校の卒業証明書又は卒業証書の写し
- ⑤所得を証明する書類
 - 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の所得を証明する書類。
※すべて2018年分をご提出ください。
 - (i) 給与所得者……源泉徴収票の写し ※「支払金額（税込）」を確認します。
 - (ii) 給与所得以外の所得のある者

【確定申告を確定申告書の持参・郵送により行った場合】

確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し（税務署の受付印があるもの）

※税務署の受付印がないものは、加えて市区町村発行の「所得証明書」又は「納税証明書」（有料）が必要です。

【確定申告を電子申告により行った場合】

申告内容確認票の写し（受信通知又は即時通知を添付）

(iii) 所得がない場合・・・非課税証明書（市区町村発行）（発行後3か月以内）

※②、③については、申請時に既に用意できている場合のみ提出、⑤は、留学計画書提出時までに用意できない場合は、2019年3月末日必着でご提出ください。

※①及び②、③については、必要な範囲内で応募書類提出後の追加・差し替えを認めます。期限等詳細は財団小山台事務局までご相談ください。

●申請書類の提出から支給までの流れ

【応募書類提出】2019年2月15日（金）10時～2月28日（木）16時

challenge-shien@koyamadai.or.jpに留学計画のデータを送付し、財団小山台事務局に応募書類一式を持参してください。
※データ送付時に財団小山台事務局に持参頂く日時をお知らせ下さい。

担当不在の場合は、調整をさせて頂く場合があります。

【書面審査結果通知】2019年4月20日（土）

書面審査結果の通知：ホームページ上に掲載し、合格者には、面接審査の詳細について併せて通知します。

【面接審査（二次審査）】2019年6月2日（日）

会場 小山台会館

面接審査（二次審査）は、書面審査の合格者に対してのみ実施します。面接時間は書面審査合格者に別途通知します。

面接審査に伴う旅費等は、応募学生の自己負担とします。

【結果通知】2019年6月中・下旬

採否結果の通知：面接審査受験者宛てに通知します。

【手続き説明】2019年7月（予定）

会場 小山台会館

日程については合格者に通知します。

【助成金の支給】手続き説明以降

助成金の支給開始：下記の1)～6)の書類を提出後に支給します。

- 1) 口座届出書及び金融機関の通帳の写し
- 2) 渡航費用ないし留学先機関への入学金・授業料等の領収書の写し
- 3) TOEIC、TOEFL等の語学検定試験の成績証明書の写し
- 4) 留学合格通知・留学先受入機関の許可証等の写し
- 5) 2019年度の大学の在籍証明書の写し
- 6) 誓約書・保護者同意書

その他手続き上、パスポート（写）、ビザ（写）、参加費/航空券等領収書（写）、健康診断書（写）、出発届出書（フライトスケジュール、現地滞在先等）、海外旅行包括保険証書（写）等を提出いただきます。（詳細は別途合格者にお知らせします。）

海外チャレンジ支援制度 Q&A

【応募に際して】

Q. 過去に財団小山台主催の派遣に参加しました。海外チャレンジ支援に応募することができますか？また、本制度利用後に、財団の海外派遣に応募することはできますか？

A. 応募可能です。

Q. 今年の台湾派遣・来年度の海外派遣（英国/ドイツ交換・英国体験・台湾）に応募を考えています。可能ですか？

A. 本制度の受給者が、財団の各派遣に応募することは現時点では可能です。但し、財団主催の海外派遣への参加は本制度の対象にはなりません。

【計画・内容】

Q. 実践活動とは、どのような活動でしょうか？

A. 「インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア等多様な実践活動の形態を含む内容」とある通り、具体的な指定はありません。但し、単に語学を習得するための留学や海外で授業を受けるだけでは実践活動の対象になりません。海外で皆さんのが自分自身の問題意識を掘り下げ、自ら学び、実践する活動が求められます。

Q. 一度の留学で複数の国を継続してまわる留学計画は支援対象となりますか。

A. 留学目的にかなう内容であれば、支援の対象となります。

Q. 採用後や、留学途中での計画変更は可能ですか。

A. 募集要項（留学計画等の変更）を参照してください。やむを得ない事情により変更が生じた場合は、変更申請手続きを行います。変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり、その結果計画変更が承認されず、採用取消しになる場合がありますのでご注意ください。

Q. 留学先機関は、大学に限られますか？

A. 各コースとも、現地で所在確認ができる何らかの機関があれば、大学には限りません。

但し、【長期留学】・【短期研修】では大学（含む学部・研究室等）の協定又は認める留学である必要があります。
(※単に語学学校等での授業を受けるだけのプログラムは認められません。)

【多様性キャリア開発】は、大学協定・学術交流に限らず、自己の専門性を高めることに主眼を置いています。そのため、海外の専門機関（各種学校を含む）への所属や海外ボランティアなど幅広い活動を対象にしています。

【安全管理について】

Q. 留学中に事故等があった場合の、責任の所在はどこになりますか。

A. 本制度は、応募者が自らの志を実現するための留学を財団小山台が資金的に支援するものであり、留学における安全性の確保については、個人の判断に依るところであり、財団小山台が責任を負うことはありません。

【各種報告について】

Q. 留学中・帰国後にどのような成果報告が求められますか。

A. (1) 留学期間中の報告：「プログラム実施報告書（経過報告書）」

助成受給者は、留学修了までの間、3か月毎に「プログラム実施報告書（経過報告書）」を財団小山台事務局に提出し、学修の状況及び留学先機関での在籍について報告する必要があります。ただし、3か月未満の留学・研修では、本報告書は不要です。

(2) 留学終了後：「報告会」「修了報告書」

助成受給者は、留学終了後1か月以内に「修了報告書」を財団小山台事務局に提出していただきます。また、帰国後、報告会にて成果を発表していただきます。

応募状況

		長期 留学	短期 研修	多様性 キャリア
第 1 回	応募者数	5名	0名	0名
	合格者数	4名	0名	0名
第 2 回	応募者数	5名	2名	1名
	合格者数	2名	1名	0名

合格者の声

**東洋大学文学部2年生 2017年9月から10ヶ月間
英国・ヨークセントジョン大学へ留学**

高校生で言語学と出会ったことをきっかけとして、英語と言語学を将来に活かしたいです。そして日本の社会、世界の社会の中での言語学の多様性を見いだせる、そんな人になりたいです。

上智大学外国語学部1年生 2018年2月から6ヶ月間 チリ・教皇庁立チリ・カトリック大学へ留学

ラテンアメリカは、先住民や移民などの多様な文化的背景を有する人々が共に暮らす地域です。そのような環境に身を置き、言語の豊かな多様性を学んで、実りある留学生活にしていきたいです。